令和５年４月１日

班長･組長 各位

北越谷一丁目自治会
会　長　　中村　孝

北越谷一丁目自治会

班長･組長の任務、役割分担について

班長の任務

１．班長は、毎月の班長会議（役員会）に出席し、班を代表して意見具申を行うこと。

＊班長会議は原則としてその月の第一土曜日午後７時より行われます。

２．班長は、組長が集金した自治会費を班長会議に持参し、会計に預ける。
また､募金・寄付金等は、自治会長に預ける。

＊自治会費を会計に納金の際は、自治会費集金簿とともに明細書(納品書)に、班名及び明細、金額等記入し手渡し、会計の受領印をもらってください。

＊募金・寄付金を自治会長に納金の場合も同様明細書(納品書)に、班名及び明細、金額等記入し手渡してください。

３．班長は、越谷市広報、北越谷公民館だより、その他広報誌、回覧物を組長に回付し、個別配布または回覧を依頼する。

＊広報等配布物の部数等に変更がある場合は市役所総務課（直通 048-963-9140）にコース№･名前等必要事項を伝え変更依頼して下さい。

＊自治会の回覧物で重要回覧物(赤色で重要と記入･各種申込記入欄があり､後日回収の必要な回覧）はその旨(赤色の重要回覧板使用)を組長に指示してください。

４．班長は、班内の掲示板の管理を行う。（期限経過の掲示物をはがす。また、はがれそうな場合は再固定する。）

５．班長は、班内に転入、転出があった場合は会長に報告する。転入の場合は自治会加入をお願いする、転出の場合は自治会費の清算(返却)をする

＊自治会費は月額２００円×１２ケ月年額２,４００円(戸立て住宅)

６．班長は、班内の訃報を知ったときは会長に報告する。

組長の任務

１．組長は、自治会費の集金を行い、これを班長に届ける。また、募金、寄付金等の集金を行い、これを班長に届ける。

＊自治会費の集金は総会にて予算案が承認された後に集金を開始してください。

＊集金は自治会費集金簿に氏名･金額等必要事項を記入、入金月の欄に集金者の捺印をして会員に明示し集金の証とする、別途領収書の必要な会員には班長を経由し会計より領収書用紙をもらい記入手渡してください。

２．組長は、班長から回付された越谷市広報、北越谷公民館だより、その他各種広報物を各戸配布する。

＊自治会の回覧物で重要回覧物(赤色で重要と記入･各種申込記入欄があり後日回収の必要な回覧）は赤色の重要回覧板を使い回覧後、回収して班長に手渡してください。

３．組長は、組内に転入、転出があった場合は班長に報告する。

４．組長は、組内の訃報を知った時には、班長に連絡する。

班長・組長の共通任務

１．班長・組長は、ふれあい広場､第三公園清掃､自主防災訓練､資源回収(アルミ缶)、町内夜警パトロール等、自治会活動に積極的に参加協力する。

＊班長・組長は、自治会総会に代議員として出席(欠席の場合は委任状提出)する。

＊班長・組長は、ふれあい広場実行委員・自主防災委員として活動に参加する。

＊班長・組長は、班･組内に災害時に援護が必要な方がいる場合は災害時のみならず普段よりその方々に留意をお願いします。

２．班長・組長は、環境美化運動、地区体育祭、スポ・レク推進事業、子ども育成会、活動に参加協力する。

３．班長・組長は、組内の街路灯に玉切れが発生した場合は次の情報を添えて、自治会総務に連絡する。

＊水銀灯の場合：当該電柱の青色表札「k××××」の番号

＊蛍光灯もしくはLEDの場合：当該場所の番地

以上